

選挙運動用ポスター掲示場設置・管理及び撤去業務（B地区）

仕様書

四万十市

選挙運動用ポスター掲示場設置・管理及び撤去業務（B地区）仕様書

1 設置数及び設置場所

東山、下田、八束、蕨岡、富山、後川地区内の選挙管理委員会（以下、「選管」という。）が指定する88箇所とする。

ただし、掲示場の数は、予備1を含め89とする。

2 掲示場の規格（別図参照）

(1) 規格

- ア 区画数 24区画（3段）
- イ 区画の大きさ 縦 430mm 横 430mm（区画線は含まない。）
- ウ 区画の線幅 10mm
- エ 区画内の数字 100mm×100mm
- オ 裏面 45mm×40mmの横木4本を取付ける。

(2) 文字等

- ア 文字、数字は、ゴシック体とする。
- イ 色は黒色とする。
- ウ 標題、注意事項については別紙「ポスター掲示場様式」のとおり。

(3) 材質

ベニヤ板（日本農林規格(JAS)第1類合板（タイプ1完全耐水性合板））を使用する。

3 委託期間等

令和8年2月20日（金）から令和8年5月8日（金）まで

設置作業期間 令和8年3月2日（月）から令和8年3月27日（金）まで

撤去作業期間 選挙期日の翌日から5日間

（無投票の場合、告示日の翌日から5日間）

参考 ・告示の日 令和8年4月5日（日）

・選挙期日 令和8年4月12日（日）

4 設置方法（別図「タイプ別設置事例」参照）

(1) 石垣に取付ける場合（Aタイプ）

たる木（立木）を固定できるよう石と石との隙間等に杭を打ち取付けること。

また、必要に応じて、掲示場を固定するための処置を講じること。

(2) 野立ての場合（Bタイプ）

掲示場をたる木（立木）（角材55mm×55mm 長さ2,060mm）に取付け、背面支え（角材45mm×40mm 長さ2,060mm）を使用し、杭（角材45mm×40mm 長さ800mm）でしっかりと固定すること。

(3) フェンス、ブロック塀、板塀等（以下「フェンス等」という。）に取付ける場合（Cタイプ）

フェンス等を利用し、必要に応じて背面支え、杭等を使用し、補強等を講じること。

また、フェンス等を傷つけないようビニール被膜の針金等を使用する等の処置を講じること。

- (4) 上記以外の特殊な場合には、上記方法に準じて工夫して取り付けること。また、古材等の使用は認めません。

以上の仕様で設置をするが、構造物等の事情により、掲示場の保全又は安全面から補強が必要な場合は、更に補強等を講じること。また、設置状況により掲示場の上部に背面支柱が飛出るような場合で設置及び強度面から必要でない場合は、掲示場の高さに切り落とすこと。

5 設置に関する注意事項

- (1) 作業時間は、原則、午前8時から午後6時までとする。
- (2) 設置場所については、事前にその所有者等から承諾は得ているが、設置の際には、必ずその所有者等に作業開始の声をかけてから設置すること。
- (3) 掲示場の一部が、樹木や電柱等に隠れることのないように設置すること。
- (4) 設置期間が長期間にわたるため、突風や台風などの強い風雨に十分耐えうるような構造上の強度を考慮して設置すること。通常の風雨で倒壊・破損した場合は、受託者の負担で修復すること。
- (5) 設置の形態については、車両・歩行者等の通行上の支障（特に道路の見通し）のないよう十分な配慮をすること。
- (6) 設置作業中は、周辺の道路交通に支障のないように留意すること。
- (7) 他の工作物等に損害を与えないように十分配慮すること。万が一、損害を与えた場合の賠償（8 受託者の保全・緊急補修に対する体制の（2）の加入保険で対応）については、受託者の負担とする。
- (8) 設置完了後は、市担当者に速やかに報告すること（後日、市担当者が現地確認を行い、必要に応じて、補修等の指示を出すことがある。）。
- (9) 設置完了後、市担当者より補修等の指示があった場合は、速やかに対応し、市担当者へ報告すること。

6 期間中の保全及び補修

- (1) 管理期間中は、倒壊・破損等の不測の事故にも迅速に対応できるような体制を確保し、特に、候補者がポスター掲示場にポスターを貼る告示日は配慮すること。
- (2) 倒壊、破損等があった場合は、受託者は選管の要請に基づき直ちに修復等適正な措置を講じなければならない。
- (3) 設置管理に伴う第三者への損害賠償（8 受託者の保全・緊急補修に対する体制の（2）の加入保険で対応）は、受託者の負担とする。

7 撤去

- (1) 作業時間は、原則、午前8時から午後6時までとする。
- (2) 使用した杭、番線、釘等を放置しないこと。特に畠や公園に絶対に放置しないこと。また、杭等の跡は必ず埋めておくこと。
- (3) 他の工作物等に損害を与えた場合には、受託者の責任において修復すること（8 受託者の保全・緊急補修に対する体制の（2）の加入保険で対応）。

(4) 使用した資材は、受託者の責任において回収・処分すること。

8 受託者の保全・緊急補修に対する体制

- (1) 設置後は、選管と常時連絡が取れる体制を保ち、土曜日、日曜日、祝日において緊急の場合には対応できる体制を取れるようにしておくこと。
- (2) 受託者は、業務期間中、対人、対物共通で1事故につき1億円以上の補償額を有する保険に加入し、その保険証書の写しを提出すること（すでに同程度の保険に加入している場合は、その保険証書の写しを提出でも可）。

9 事業完了後の提出物

- (1) 業務完了報告書
- (2) 現場写真

設置前、設置後、撤去後の現場写真を全箇所提出すること。提出はCD形式とする。

10 その他

- (1) 緊急時の連絡先を事前に提出すること（特に土曜日、日曜日、祝日の対応時のために）。
- (2) 仕様書に記載のない事項については、市の担当者と協議し、その指示に従うこと。

ポスター掲示場地区別設置数

B 地 区				
地区	A	B	C	計
東 山	0	7	5	1 2
下 田	1	9	5	1 5
八 束	0	1 0	3	1 3
蕨 岡	0	7	1	8
富 山	6	1 3	1	2 0
後 川	2	1 3	5	2 0
合 計	9	5 9	2 0	8 8

Aタイプは、石垣に取付可能。

Bタイプは、脇木・抜木を取付ける。

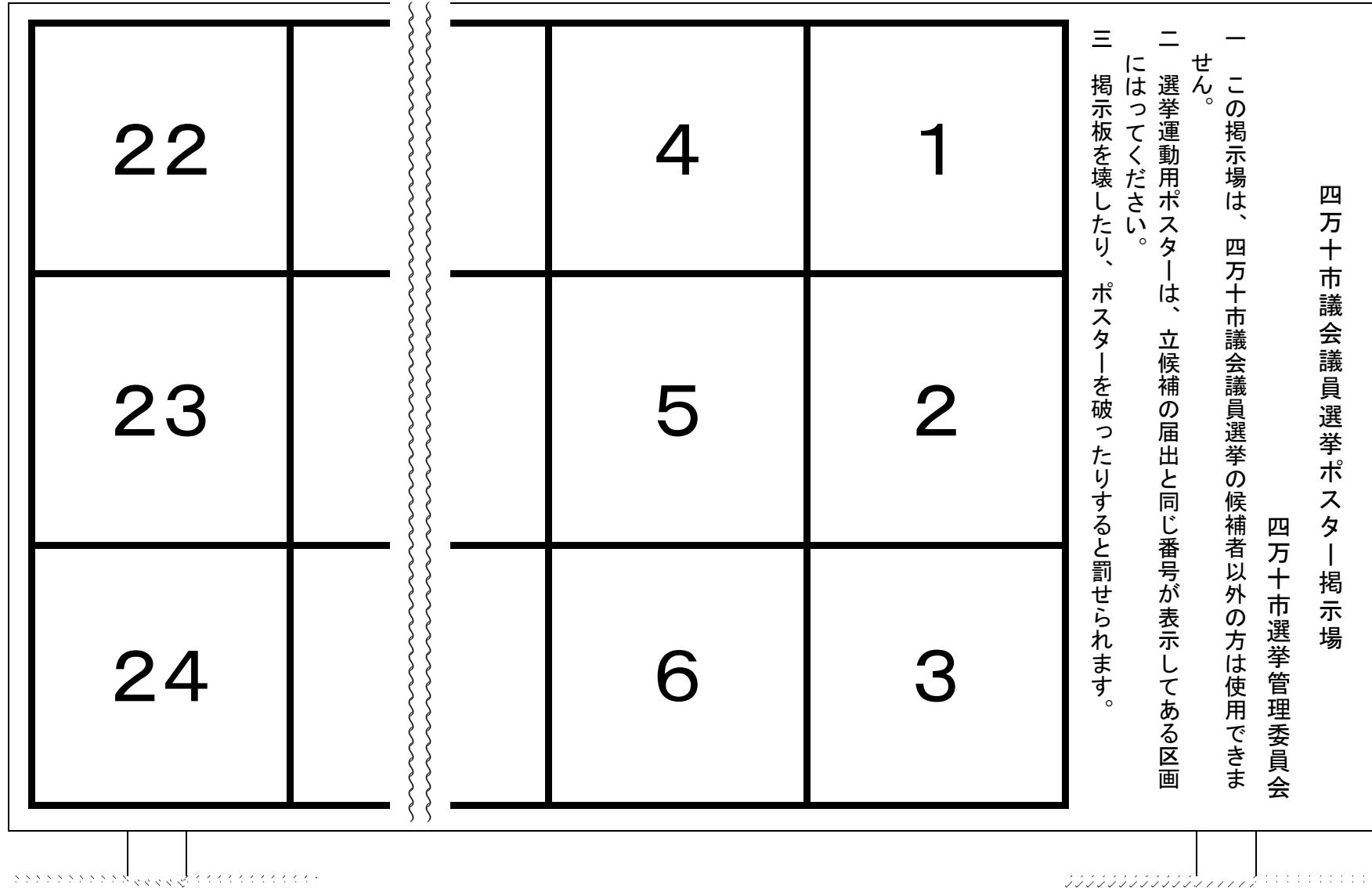
Cタイプは、フェンス・ブロック塀・倉庫等の壁に取付ける。

上記、地区別にA、B、Cタイプに振り分けているが、この数は現況とは違っている場合がある。設置にあたっては、Bタイプで資材の準備をお願いする。

四万十市議会議員選挙ポスター掲示場

四万十市選挙管理委員会

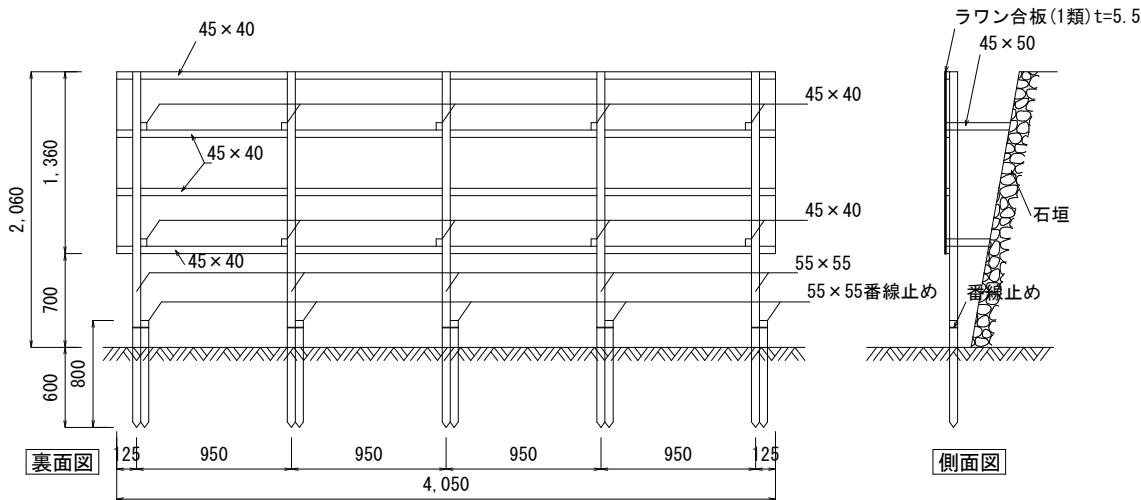
- 一 この掲示場は、四万十市議会議員選挙の候補者以外の方は使用できません。
- 二 選挙運動用ポスターは、立候補の届出と同じ番号が表示してある区画にはってください。
- 三 掲示板を壊したり、ポスターを破ったりすると罰せられます。



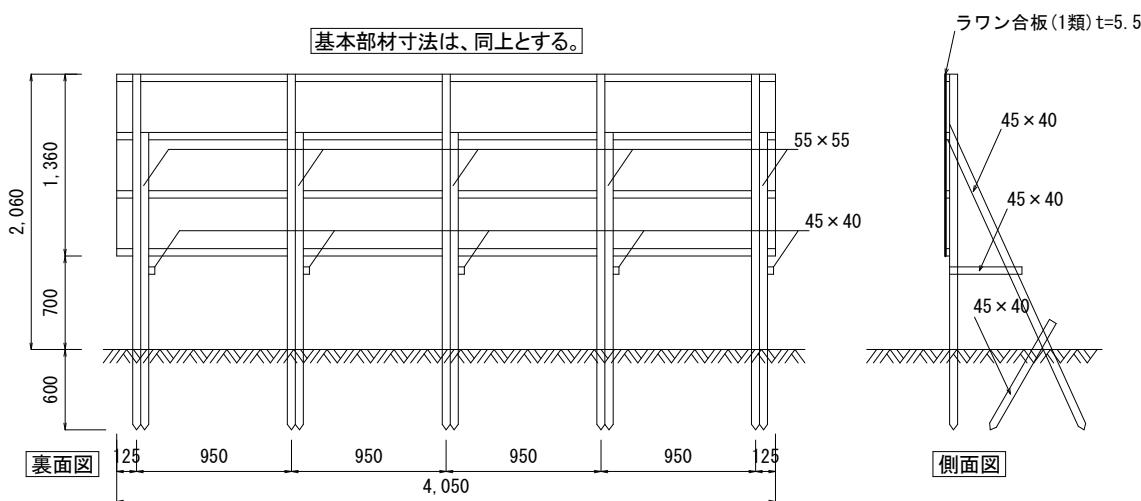
- 備考 1 ポスターを掲示する各区画面の大きさはタテ、ヨコとも 43 センチメートルとする。
2 ポスターを掲示する区画には、右上から順に、1 から当該選挙のポスター掲示場に関して委員会で定められた数までの番号を付す。
3 掲示面は、ベニヤ板タイプ1 又はこれに準じる厚さ 6 ミリメートル程度のもので、耐水及び耐熱のものとし、設置期間中の風雨に耐えうる構造のものとする。
4 既存の構造物を利用して掲示板を設置する場合には、脚は設けないことができる。
5 ポスターを掲示する区画が 15 以上である場合には、掲示板の区画の表示を 3 段にすることができる。

タイプ別設置事例

Aタイプ



Bタイプ



Cタイプ

